

令和5年度

東近江市農業委員会
第12回（3月期）月例総会
議事録

1. 開催日時 令和6年3月11日(月)午前9時30分から午前11時55分

2. 開催場所 東近江市役所 新館313、314、315会議室

3. 出席委員 36人 欠席委員 4人

議席番号	出席	欠席	議席番号	出席	欠席
1	出		21	出	
2		欠	22		出
3	出		23	出	
4	出		24	出	
5	出		25	出	
6		欠	26		出
7	出		27	出	
8	出		28	出	
9		欠	29		出
10	出		30	出	
11	出		31	出	
12	出		32	出	
13	出		33	出	
14	出		34	出	
15	出		35	出	
16	出		36		欠
17	出		37	出	
18	出		38	出	
19	出		39	出	
20	出		40	出	
議長(会長)	出				

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議事上程

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 事業計画変更承認申請について

- 議案第5号 東近江市農用地利用集積計画（案）について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 議案第7号 土地改良事業参加の申出について
- 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の報告について
- 報告第2号 電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協議の報告について
- 報告第3号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
- 報告第4号 農地の貸借権の合意解約の報告について

5. 事務局職員

農業委員会事務局

局長	出	主任	出
参事	出	主事	出

農業水産課

主事	出		

6. 会議の内容

議長 本日3月11日は、東日本大震災から13年目の日となります。振り返って地震や津波の恐ろしさを感じる日でもあり、またいつ襲ってくるかもわからない地震や災害に備えて、防災意識を高める日でもあると感じています。

先月末に2023年産米の食味ランキングが発表されました。滋賀県産のみずかがみが4年ぶりに特Aを獲得したニュースがありました。これは、生産者の皆さんの努力の賜物であろうと感じています。去年は異常気象の中で、高温に耐性のある品種が多く、特Aになったということもあり、今後、品種の選定や作付の状況も含めながら、検討していく時期にきているのではないかと思います。

また、5日付の農業新聞に、全国での地域計画の策定状況がまとめられて発表されました。それによると、この3月末までに策定公告を見込むのは、全国の市町村で約14パーセントです。大半は、作業には着手するが策定には至らないという見通しが出ています。東近江市では対象集落が213集落、3月5日時点で66集落から地域計画案の受付があり、34集落については協議の場で確認されています。全体で約1／3程度が策定できるという状況です。残すところあと1年余りとなりました。現在進行中のところ、まだ全く手がついていない集落などいろいろあります。これから残り1年の中でどう進めていくか、市も知恵を絞

っているようですが、やはり私は、地域に顔が利く農業委員が、地域と顔見知りであるとか、そういった皆さん方に地域に入っていただく中で、ともに地域計画の策定に関わっていただく、ことが必要であると思っています。今後市と詰めていく中で、現在どのような状況にあるのか皆さんにお知らせしながら、市とともにどのように関わっていけるかも検討します。4月には新たに農業組合長も替わられます。次の総会では、そういった取り組みを今後どうしていくか皆様方にお示しさせていただきたいと思います。

それではただ今から、令和5年度 第12回（3月期）月例総会を開会致します。現在の出席者数は36名、欠席者数は4名（〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員）ですので、この総会は成立致します。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議席番号18番 〇〇 〇〇 委員、19番 〇〇 〇〇 委員のお二人を指名します。

日程第2は、議事の上程であります。委員各位への議案書送付後において、別紙 議案第7号「土地改良事業参加の申出について」を追加議案として上程するよう申し入れがありました。

このことについて、事務局より説明があります。

事務局 別紙 議案第7号「土地改良事業参加の申出について」を追加議案として上程させていただきますことにつきまして、説明します。

この議案につきましては、土地改良法に基づき審議いただくもので、土地改良法施行令第1条の3第2項並びに同法施行規則第2条第3項の規定により、申出書の提出のあった日から7日以内にその申出を承認するか否かを決定しなければならないと規定されていることから、申出日から7日以内の対応となるよう、以前より追加議案として取り扱いさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明が終わりました。

別紙 議案第7号「土地改良事業参加の申出について」を追加議案として審議することについて、何か御意見はございませんか。

（「異議なし」の声）

異議がありませんので、追加議案を上程することについて認めてよろしいか。

（全員賛成）

それでは、追加議案について上程することを認めます。

日程第2、議事の上程です。

最初に議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、農地法第3条第1項の規定に基づき、農地の権利を移転又は設定したい旨、次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1について、沖野二丁目に居住する譲受人へ、譲渡人所有の沖野二丁目地先の農地1筆 面積 57 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号2について、御園町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の御園町地先の農地1筆 面積 661 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。

番号3について、北花沢町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の北花沢町地先の農地1筆 面積 3,039 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号4について、和南町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の和南町地先の農地4筆 合計面積 5,831 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号5について、宮荘町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の宮荘町地先の農地1筆 面積 110 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号6について、蛇溝町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の今崎町地先の農地1筆 面積 899 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号7について、御園町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の上大森町地先及び御園町地先の農地3筆 合計面積 2,118 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号8について、乙女浜町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の乙女浜町地先の農地1筆 面積 220 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。

番号9について、蒲生郡日野町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の池庄町地先の農地1筆 面積 1,875 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号10について、蒲生郡日野町に所在する農地所有適格法人へ、譲渡人所有の池庄町地先の農地1筆 面積 1,937 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号11について、五個荘七里町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の五個荘七里町地先の農地1筆 面積 122 平方メートルについて贈与による所有権移転の申

請がありました。

番号 12 について、尻無町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の尻無町地先の農地 2 筆 合計面積 2,984 平方メートルについて贈与による所有権移転の申請がありました。

番号 13 について、池田町に居住する譲受人へ、譲渡人所有の池田町地先の農地 1 筆 面積 2,880 平方メートルについて売買による所有権移転の申請がありました。

番号 11 の譲受人の取得後における耕作面積が 50 アール未満であることから、営農計画書が添付してあります。

また、番号 1、番号 5、番号 9、番号 10、番号 12 の農地を初めて取得される方については、家庭菜園目的で季節野菜を育てていかれることや継続的に農地を管理していく意思について営農計画書で確認しています。

全ての譲受人は地域の農業を理解しており、水利調整、共同作業等協力することによって、周辺地域との調和要件について問題ないと考えます。

そして、農作業に必要な農機具については、家庭菜園で利用する目的で農地を取得される方については、家庭用草刈り機、鎌、鍬、スコップ、軽トラック等を所有されています。また、今後、営農を継続的に行う上で必要となる農機具については、計画的に所有されることを検討される旨も確認しています。

その他の譲受人は、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、糶摺機、トラックを所有又は営農組織と共同利用しておられます。経営農地について、どちらの案件も譲受人又はその同居する世帯員等で耕作され、各申請のそれぞれにおいて全部効率利用の面で問題ないと考えます。

これらのことから、農地法第 3 条第 2 項各号の許可要件のすべてを満たしていると考えます。

また、地区の担当農業委員からも確認書を提出いただいております、問題はないと考えます。

以上、御審議よろしく申し上げます。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、番号 1 から番号 13 までを一括して、御意見をお聞きしますがいかがでしょうか。
- 2 1 番 番号 9、番号 10 の譲受人は経営面積が 0 という状況、日野町の方にあるのかもわかりませんがその状況と、池庄町で取り組まれる営農計画についてお伺いします。
- 事務局 今回初めて農地を取得される法人です。農地所有適格法人を取得し、また認定農業者を 4 月に取得に向け取り組まれている法人です。池庄町地先にはぶどうを栽培したいということで、地元の営農組織の方々や県の普及員と協力しながら情報収集されマスカットを栽培されます。
- 議 長 よろしいですか。他に御意見もないようですので、採決に移ります。
本案について、承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

議長 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。
それでは事務局の説明を求めます。

事務局 ここで、議案の説明に入ります前に、議案書の訂正をさせていただきます。
議案第2号の番号2の用途が「駐車場及び精米機の設置」になっていますが、これが「駐車場」に変更となります。
もう1点、議案第3号の番号5については、申請の取り下げがありました。
取り下げ理由につきましては、申請には都市計画法による開発行為の事前審査を了した書類の添付が必要でしたが、期日までに準備ができないということで取り下げとなっています。

それでは議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」農地を転用したい旨、次のとおり申請がありましたので、許可することについて意見を求めます。

番号1は、林田町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地2筆、合計面積561平方メートルの土地を農業用倉庫として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請人は、申請地周辺に農地を所有しており、農業用具を格納するための倉庫が必要であり、所有している農地に近接し、自宅の隣接地でもあり利便性の良い当該申請地を選定されました。土地の利用計画につきましては、農業用器具を保管する倉庫として利用されます。

土地の造成計画につきましては、倉庫部分につきましてはコンクリート舗装仕上、その他の部分につきましては、現状のまま地均する計画です。雨水については、地下浸透にて処理されます。

申請地は、農業振興農用地域ではありますが、農業用施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号2は、三津屋町に居住する者が、自ら所有する同町地先の農地1筆、面積455平方メートルの土地を駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに申請人が以前から駐車場として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者の住宅の駐車場は狭く、自宅の駐車場だけでは車を駐車しておくことが出来ず、新しく車を止める場所が必要であり、自宅の近接地で利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、家族用3台、農業用2台、来客用5台の合計10台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、顛末案件のため造成等の工事は行わず、雨水

については、北側の既設の道路側溝に放流し処理されます。

申請地は、団地規模が概ね 10 ヘクタール以上の農地であり、第 1 種農地と判断できます。しかし、土地改良法に基づく非農用地区域内の土地を土地改良事業計画に定められた用途に供する行為に関する事業であるため、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものではなく、農地法第 4 条第 2 項に基づき審査したところ、転用許可は相当と判断いたしました。

以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。

2 4 番 番号 1 は、自宅の裏に農業用倉庫を建築するものです。利便性もよく、農業振興農用地域いわゆる青地ですが、農業用施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものであり、許可相当と判断します。

番号 2 は、現状はすでに駐車場として利用されています。顛末案件ではあります。がやむを得ず、第 1 種農地ではありますが、土地改良事業の非農用地区域内の農地を土地改良事業計画に定められた用途に供する行為に関する事業であり、例外的に許可できるものと判断します。

議 長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
それでは、まず番号 1 について何か御意見はございますか。
では、番号 2 について何か御意見はございますか。

2 1 番 番号 2 の駐車場の非農用地の件ですが、非農用地の登録をどういう形でされているか説明をお願いします。

事務局 宅地として非農用地用途設定されています。宅地なので、住宅とか駐車場で当初から転用する目的で設定されています。

2 1 番 今の説明では不十分です。
土地改良法で非農用地を設定することができる、敷地内の場合に駐車場が取れず路上駐車せざるを得ない状況では、そこを土地改良の事業にかかるまでに地域で、ここは転用がやむ得ないと、非農用地として登録できる。
昔は、非農用地というのは集落に付いてなければ認められなかった、今回の様に住宅地からはなれていると非農用地設定ができず多くの農地が残るという状況でした。
土地改良法の改正をされて、飛び地でもその生活のために必要なところと認められたら非農用地として設定ができます。ですから、家が点在していたり、農舎が建っているところの横にもう少し拡張したいと協議をして非農用地として登録し、非農用地に登録されていますので、可能と判断します。

今の案件につきましては、家の建等は不明ですが、土地改良の時に家に駐車場がないので非農地設定されたのだと考えます。ただ、地主にしたら「許可済」と思って、土を入れたのかなと思う。私は現場を確認してそう思いました。非農用地の場合もあくまで下は農地なので、農業委員会の転用許可からでしか転用できないが、そう取り組まれたのではないかと感じます。完全転用に駐車場用地になっているのでそうなったと思います。

議長 今、〇〇委員がおっしゃったことを、本来事務局が説明すべきだと思います。十分勉強もしながら心掛けていただきたいと思います。

それでは、御意見等他にございませんか。では採決に移ります。本案につきまして承認される方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

それでは、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」と関連します議案第4号「事業計画変更承認申請について」を議題と致します。

事務局 それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、農地を転用し農地の権利を移転又は設定したい旨、及び議案第4号、事業計画変更承認申請について次のとおり申請があったので、許可することについて意見を求めます。

番号1について御説明いたします。

本件は、永源寺相谷町に所在する建設業を営む法人が、同町地先の農地1筆、面積1,292平方メートルの土地を売買で権利取得し、重機置場及び資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、昨年、同町地先で重機置場として農地転用しましたが、事業拡大に伴い、さらに重機置場及び資材置場の確保が必要になり、借り入れている隣地と一体的に利用するために当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、建設資材、残土・砕石、重機置場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、耕土鋤取り、整地仕上げとされます。

雨水については、勾配を設けて隣地の排水施設で適切に処理されます。

申請地は、団地規模がおおむね10ヘクタール未満で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地である第2種農地であり、隣接土地との一体利用であって、事業目的達成のために当該農地が必要と認められるものは例外的に許可できるものです。

しかし、同町地先で令和5年9月11日に重機・資材置場として農地転用許可があり、本案件は、資材置場の不足による申請であります。事務局で現地確認を行いました。未だ造成行為はされておらず、利用に供していないため、資材置場の不足と見受けられないと判断します。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号2について御説明いたします。

本件は、中野町に居住する者が、布施町地先の農地1筆、面積313平方メートルの土地を使用貸借で取得し、自己用戸建専用住宅として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者は、現在賃貸アパートに住んでいますが、子供の成長と共にアパートでは手狭になってきたため、新たに自己用戸建専用住宅が必要であり、申請者の実家に近接し、利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、自己用戸建専用住宅として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状の耕土を鋤取り、土砂を入れて地均しする計画です。雨水については、側溝を設置し敷地内南西側に新設する吸込槽にて地下浸透処理されます。

申請地は、団地規模が概ね10ヘクタール以上の農地であり、第1種農地と判断できます。しかし、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号3について御説明いたします。

本件は、上大森町に所在する土木工事を営む法人が、同町地先の農地1筆、面積1,273平方メートルの内487.59平方メートルの土地を使用貸借で権利取得し、資材置場として利用するために転用の申請があったものです。

なお、本案件は、農地転用の許可を受けずに申請人が以前から一部を資材置場として利用していたため、顛末書付きの是正申請となっています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請者は、申請地の近接地で土木工事業を営んでいますが、既存の施設だけでは、資材置場が手狭であり、資材の管理等安全面を考慮すると、拡張が急務であり、自社に近く、利便性が良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、耕土等の資材置場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、盛土を行い、転圧後碎石仕上げとする計画です。

申請地は、団地規模が概ね10ヘクタール以上の農地であり、第1種農地と判断できます。しかし、集落に接続して設置される周辺に居住する者の業務上必要な施設であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

また、令和5年12月7日付で農振農用地いわゆる青字から白字に除外されており、他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号4について御説明いたします。

本件は、今堀町で不動産業を営む法人が、同町地先の農地2筆、合計面積1,046平方メートルの土地を売買で取得し、建売分譲宅地として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地は周辺に駅や小学校があり住宅地になっており、市街地にも近く住環境に恵まれており、新築の需要があるため当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建売分譲宅地4区画分として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、盛土を行った後、住宅以外の部分は砕石仕上とする計画です。雨水については、敷地内に新設する吸込み槽で地下浸透処理されます。

申請地は、団地規模が概ね 10 ヘクタール以上の農地であり、第 1 種農地と判断できます。しかし、集落に接続して設置される住宅であることから、立地基準上は例外的に許可できるものです。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 6 について御説明いたします。

本件は、上二俣町に居住する鉄工業を営む者が、同町地先の農地 1 筆、面積 14 平方メートルの土地を売買で権利取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由については、業務を行う上で駐車場が手狭になったため、事務所の隣接地で利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画については、来客用駐車場置場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、耕土を鋤取り整地後、砕石仕上げとする計画です。雨水については、敷地内で自然浸透処理されます。

申請地は、団地規模が概ね 10 ヘクタール以上の農地であることから第 1 種農地と判断できます。しかし、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものは例外的に許可できるものです。

また、申請地の一部は令和 5 年 12 月 7 日付けで、農振農用地いわゆる青字から白字に除外されております。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号 7 について御説明いたします。

本件は、大津市に所在する太陽光発電事業を営む法人が、石塔町地先の農地 1 筆、面積 773 平方メートルの土地を売買で取得し、太陽光発電施設として利用するために転用の申請があったものです。なお、申請地の隣地 6 筆は、令和 4 年 10 月 11 日に太陽光発電施設として農地転用の許可を受けていますが、造成は行われておらず、今回の 5 条の転用申請と一体で造成を行うこととなったため、事業計画変更承認申請が同時に出されています。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、地球環境への配慮のために太陽光発電施設の新設を検討していたところ、計画発電量を発電でき、太陽光を遮る障害物もない日当たりの良い当該申請地を選定され、また、隣地周辺と一体利用ができる本申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、横幅 1.13 メートル、長さ 2.28 メートルで 1 枚あたり 555 ワット出力の太陽光パネルを 356 枚設置し、総出力は 198 キロワットとなります。また、一部は資材置場、駐車場、変電システム、駐車通路として利用されます。

土地の造成につきましては、耕土を鋤取り後、整地仕上げとされます。

雨水については、小堤を設け、敷地内の素掘り水路を經由して、排水路へ放流されます。

申請地は、申請地は、申請地は団地規模がおおむね 10 ヘクタール未満で、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地である第 2 種農地であり、隣接土地との一体利用であって、事業目的達成のために当該農地が必要と認められるも

のは例外的に許可できるものです。
担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号8について御説明いたします。

本件は、大阪市北区に所在する太陽光発電事業を営む法人が、蒲生寺町地先の農地1筆、面積786平方メートルの土地を売買により取得し、太陽光発電施設として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、太陽光発電施設の新設を検討していたところ、計画発電量を発電でき、太陽光を遮る障害物もない日当たりの良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、横幅1.13メートル、長さ2.28メートルで1枚当たり585ワット出力の太陽光パネルを148枚設置し、総出力は86.58キロワットとなります。

土地の造成計画につきましては、整地を行い、雨水については、地下浸透にて処理されます。

申請地は周辺が宅地化している区域であるため第3種農地と判断でき、原則許可できるものです。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員で

番号9について御説明いたします。

本件は、幸町で不動産を営む法人が、沖野二丁目地先の農地1筆、面積2,998平方メートルの土地を売買で取得し、建売分譲宅地(11区画)として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地は周辺が住宅地になっており、市街地にも近く住環境に恵まれており、新築の需要があるため当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、建売分譲宅地11区画分として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、盛土を行った後、道路部分はアスファルト舗装仕上、住宅敷地部分は碎石仕上とする計画です。

雨水については、敷地内に新設する吸込み槽で地下浸透処理されます。

申請地は、道路、下水道、水道、ガス管等の整備状況からみて、相当数の街区を形成している区域の農地であり、第2種農地と判断できます。また、集落に接続して設置される住宅であることから転用許可は相当と判断いたしました。

他添付書類についても問題はありませんでした。

担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

番号10について御説明いたします。

本件は、東近江市が、柏木町地先の農地2筆、合計面積1,623平方メートルの土地を売買で取得し、駐車場として利用するために転用の申請があったものです。

申請理由及び土地の選定理由につきましては、申請地の近接地である八日市西小学校では、敷地内の駐車可能なスペースが限られており、教職員及び来場者の新しい駐車場所が必要であり、小学校に近く利便性の良い当該申請地を選定されました。

土地の利用計画につきましては、車50台分の駐車場として利用されます。

土地の造成計画につきましては、現状地盤から耕土を鋤取り、盛土を行い、転

圧後アスファルト舗装仕上げとする計画です。
申請地は、農業振興農用地域であります。土地収用法による事業であるため、立地基準上は例外的に許可できるものです。
他添付書類についても問題はありませんでした。
担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です

番号 11 について御説明いたします。
本件ですが、1月、2月の月例総会でも議案に上がっていましたが、取下げになっていました。本件申請地は上空に関西電力の電線が通っており、地役権が設定されています。
地役権が設定されている場合はその権利者の同意が必要であります。1月、2月は月例総会当日までに関西電力の同意が確認できるものの提出が出来ないことにより、取下げとなっております。今回、その同意書を準備できたことにより、申請書の提出がありました。
本件は、大阪市に所在を置く再生可能エネルギー発電事業等を営む法人が、北須田町地先の農地7筆、合計面積4,390平方メートルの土地を売買により取得し、太陽光発電施設として利用するために転用の申請があったものです。
申請理由及び土地の選定理由につきましては、太陽光発電施設の新設を検討していたところ、計画発電量を発電でき、太陽光を遮る障害物もない日当たりの良い当該申請地を選定されました。
土地の利用計画につきましては、1枚当あたり540ワット出力の太陽光パネルを624枚設置されます。
土地の造成計画につきましては、整地のみ行い、雨水については、地下浸透及び新設する素掘り水路から既設の水路に放流処理されます。
申請地は団地規模がおおむね10ヘクタール未満で、周囲の農地と高低差があり容易に農機具の往来ができないため、近傍の標準的な農地と比べて生産性の低い農地であり、第2種農地と判断できます。第2種農地については、目的達成のための土地選定に代替性が見込まれる場合は原則許可できませんが、代替性が見込めないことから例外的に許可し得るものです。
担当農業委員は、〇〇 〇〇 委員です。

いずれの案件も、一般基準において基準に抵触するものはなく、農地法第5条第2項に基づき審査いたしましたところ、転用許可相当と判断いたしました。
以上 御審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
本案については、事前調査がなされておりますので、現地調査の報告を求めます。
また、番号11は滋賀県農業会議の常設審議委員会への諮問案件であるため、農政・許認可等検討委員会で審議いただきました。

26番 添付の5条一1の地図を御覧ください。
番号1は、以前申請地近くに同事業所が重機置場として転用申請されました。今回近接した場所に一体化利用ということで申請されましたが、利便性、作業効率もよいと考えられ、許可は相当と判断しましたが、先ほども事務局から事前に転用許可されているところは何も動いていないという話があり、私も知り

ませんでした。次を受け入れることができないため、皆様に審議をお願いしたいと思います。

番号2は、申請地が集落の中にあり、父親の実家の近くということで、将来を考えて選定されました。集落に隣接しており、実家の近くに建設するということが妥当と判断します。

2 2 番 番号3は、申請地が事業所の前の道路を挟んだところにあり、顛末案件ではありますが、資材置場として利用するために利便性もよく許可相当と判断します。

番号4は、今堀団地の外周道路に接続した土地であり、集落にも接続しており、転用については問題ないと思われます。

番号6は、14平方メートルとわずかな面積ですが、まわりの土地と一体利用し来客用駐車場置場として活用されるため妥当と考えられます。

2 1 番 番号7は、申請地の隣地6筆は、令和4年に太陽光発電施設としてすでに取得されています。しかし造成は行われておらず、雑草だらけとなっています。今回、5条の転用申請と一体で行うこととなったため、事業計画変更承認申請が同時に出されています。

附近は田で、1日中日当たりが良く、傾斜地で太陽光施設に向いており、転用は適当と判断します。

番号8も太陽光発電施設です。申請地は集落の中にある農地ですが、附近の竹藪の下が川であり、藪が切れないということで、人の背丈の2倍ぐらいの高さにアングルを組んで太陽光が張られています。まわりもそのような形で組まれているところが多く、転用はやむを得ないと判断します。

番号9は、建売分譲住宅です。申請地の周りは住宅地。位置図のカーブがある交差点のラインより右側は市街化調整区域で、開発はできないのですが、その向こう側は全体的に住宅地になっており、建売分譲なら何とかできるということで申請されたものです。

番号10は、八日市西小学校の駐車場です。黒い土が見えているところは土地改良の区域に入っています。市の公共事業の取り組みということで土地収用法が適用される場所です。敷地いっぱいには校舎が建っており、職員だけでなく来客者の駐車場も不足しており、市も早く学校の教育施設として必要なものであり、許可相当と判断します。

番号11は、北須田町の太陽光発電施設ですが、事業者側の不手際もありまして2か月取り下げをされていましたが、ようやく書類が揃ったということですのでよろしくお願ひします。

4,000平方メートルを超えており、大規模案件となり許認可等検討委員会にも12月に確認させてもらったが、書類不備の理由については、この用地の真上に関西電力の高圧線があつて、線下に太陽光ということで関西電力と協議が必要で、それが十分できていなかったということで2箇月ずれ込んだということ

ございます。

また、隣の既設の太陽光施設も含めて、農地がすべてなくなるので、水路が必要なくなるので、水利を止められます。農道についても市や北須田と協議が必要です。法面の管理は誰がするのかとか、配水の取り方も十分検討が必要です。

議長 事務局の説明及び調査報告が終わりました。
それでは順番に御意見等伺いたいと思います。
まず、番号1について何かございませんでしょうか。

31番 国道421号沿いの昨年9月に申請のあった案件が何もされていない。指摘を受け私も見に行ったが、当初木が植わっていたのは伐木されましたが農地のまま残っています。当初目的の重機置場はまだ何もされていません。まずそこを完了してからと考えます。

事務局 こちらの案件は、9月にこの近くで、同じ業者が転用申請をしていますが、完了報告も造成もされていません。このことがわかったのが、現地確認の後からでした。そのため審議については、完了報告の提出を条件に、来月の月例総会に持ち越しにするべきであると考えています。

議長 この件については、事務局の説明のとおりであり、昨年9月の申請の今後の完了届等を待って継続審査とさせていただきたいと思いますが御異論ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

では番号1については、継続審査ということにさせていただきます。

番号2について、御意見を伺います。

番号3はどうでしょうか。

番号4は御意見ありませんか。

番号6はどうでしょうか。

番号7と関連する議案第4号の事業計画変更承認申請について、何かございませんか。

番号8について、どうでしょうか。

番号9はどうでしょうか。

番号10はいかがでしょう。

番号11は大規模案件になりますが、どうでしょうか。

それでは、他に御意見もないようですので、採決に移ります。番号1を除いて、本案につきまして承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、議案第5号「東近江市農用地利用集積計画(案)について」を議題と致します。

本議案につきまして関係者に、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員 がおられます。

農業委員会法第 31 条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

農業水産課の〇〇です。

議案第 5 号東近江市農用地利用集積計画（案）を説明します。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条の規定に基づき、同法による改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により市が農用地利用集積計画を定めるものです。

今回の農用地利用集積計画は令和 6 年 3 月 29 日に農用地利用集積計画の公告を予定しております、この公告によって所有権が移転され利用権が設定されることとなります。

今回の所有権移転は 10 件 12 筆 16,385㎡、利用権設定は 79 件 202 筆 427,146㎡です。設定を受ける認定農業者は 31 名で 141 筆 343,436㎡が集積されており、認定農業者への集積率は約 77%です。

まず、議案書の 1 ページから 6 ページまでが所有権移転で、7 ページ以降が利用権設定の議案になっております。次に補足説明をさせていただきます。

1 ページ番号 1 の所有権を移転する農地は平田町の 1 筆であり、300,000 円を対価として売買により令和 6 年 4 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は近江八幡市末広町に居住する者で、移転を受ける者は平田町に居住する者となっております。

なお、移転を受ける者は認定農業者資格を取得されていませんが、認定農家である農事組合法人〇〇〇〇の構成員であり、農地を取得したと同時に当該法人に利用権設定をする予定です。利用権設定については、議案書 7 ページ番号 1 に該当し、利用権の始期日を令和 6 年 4 月 10 日としております。このことから、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に基づき、認定農業者である法人の構成員であることから、所有権移転と同日付けで法人への利用権設定をすることによって所有権移転ができるものです。

2 ページ番号 2 の所有権を移転する農地は上羽田町の 2 筆であり、合計 123,000 円を対価として売買により、令和 6 年 4 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は上羽田町に居住する者で、移転を受ける者も上羽田町に居住する者となっております。

3 ページ番号 3 の所有権を移転する農地は上大森町の 1 筆であり、190,000 円を対価として売買により、令和 6 年 4 月 10 日に所有権が移転されます。移転をする者は近江八幡市堀上町に居住する者で、移転を受ける者は上大森町に居住する者となっております。

4 ページ番号4の所有権を移転する農地は岡田町の1筆であり、431,000円を対価として売買により、令和6年4月10日に所有権が移転されます。移転をする者は近江八幡市中村町に居住する者で、移転を受ける者は林田町に所在する農事組合法人となっております。

4 ページ番号5の所有権を移転する農地は岡田町の1筆であり、456,000円を対価として売買により、令和6年4月10日に所有権が移転されます。移転をする者は岡田町に居住する者で、移転を受ける者は林田町に所在する農事組合法人となっております。

4 ページ番号6の所有権を移転する農地は林田町の2筆であり、合計1,303,774円を対価として売買により、令和6年4月10日に所有権が移転されます。移転をする者は平尾町に居住する者で、移転を受ける者は林田町に所在する農事組合法人となっております。

5 ページ番号7の所有権を移転する農地は五個荘七里町の1筆であり、100,000円を対価として売買により、令和6年4月10日に所有権が移転されます。移転をする者は大阪府堺市東区野尻町に居住する者で、移転を受ける者は五個荘七里町に居住する者となっております。

なお、移転を受ける者は認定農業者資格を取得されていませんが、認定農家である農事組合法人〇〇〇〇の構成員であり、農地を取得したと同時に、当該法人に農地中間管理機構を通して利用権設定をする予定です。農地中間管理機構への利用権設定については、議案書25ページ番号29に該当し、始期日を令和6年4月10日としております。また、中間管理機構から法人への利用権設定については第6号議案に記載しています。このことから、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に基づき、認定農業者である法人の構成員であることから、所有権移転と同日付けで法人への利用権設定をすることによって所有権移転ができるものです。

6 ページ番号8の所有権を移転する農地は宮荘町の1筆であり、250,000円を対価として売買により、令和6年4月10日に所有権が移転されます。移転をする者は宮荘町に居住する者で、移転を受ける者も宮荘町に居住する者となっております。

6 ページ番号9の所有権を移転する農地は宮荘町の1筆であり、80,000円を対価として売買により、令和6年4月10日に所有権が移転されます。移転をする者は宮荘町に居住する者で、移転を受ける者も宮荘町に居住する者となっております。

6 ページ番号10の所有権を移転する農地は宮荘町の1筆であり、200,000円を対価として売買により、令和6年4月10日に所有権が移転されます。移転をする者は兵庫県神戸市東灘区本山北町に居住する2名で、移転を受ける者は宮荘町に居住する者となっております。

次に貸借の利用権関係ですが、7ページから50ページまでが所有者と耕作者による利用権設定となっております。

本案については、農用地の効率利用、安定的に農業経営を行うと考えられますことから、農用地利用集積計画（案）の決定をお願いするものです。

議長 それではここで審議に入ります前に、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員 には、審議開始から終了まで退席をお願いします。

本案について何か御意見はございますか
ないようですので、採決に移ります。

議案第5号「東近江市農用地利用集積計画（案）について」承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

それでは審議が終了しましたので、〇〇 〇〇 委員、〇〇 〇〇 委員 の入室・着席をお願いします。

次に議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題と致します。また、本議案につきましても関係者に、〇〇 〇〇 委員 がおられます。農業委員会法第31条の規定に基づき「議事参与の制限」により、当該案件の審議開始から終了まで退席をお願いします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 続きまして、議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）」を説明いたします。県が指定し認可を受けた農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めることで農用地等について利用権の設定等を行うものです。

なお、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定は、地域計画に定められる目標地図に記載のある耕作者へのみ可能となっております。今回の農用地利用集積等促進計画において地域計画の定められていない地域においては、農地中間管理機構が促進計画案をホームページに掲載し、利害関係人の意見聴取を行うことで利用権の設定が可能となります。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき、農地中間管理機構から委託を受けた市が農用地利用集積等促進計画（案）を作成し、同条第3項により農業委員会の意見を聴くこととなっております。

本日の月例総会の後、本計画（案）及び農業委員会からの意見を農地中間管理機構へ提出し、機構がこれらを基に農用地利用集積等促進計画を定め、県に提出され、知事の認可及び公告という流れとなります。

議案書について説明いたします。議案書1ページ目をご覧ください。

農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を同一の促進計画で行うこととなっているため、左側に農地中間管理機構に権利の設定をする者、右側に農地中間管理機構から権利の設定を受ける者を記載しています。

次に、5ページ目をご覧ください。こちらは農地中間管理機構から耕作者への利用権設定のみ行うものを記載しています。

今回、309筆、301,144㎡の利用権を設定いたします。

また、県の公告日は令和6年4月30日を予定しています。

説明は以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。
それではここで審議に入ります前に、〇〇 〇〇 委員には、審議開始から終了まで退席をお願いします。

本案について何か御意見はございますか。
ないようですので、採決に移ります。議案第6号「農用地利用集積等促進計画（案）について」承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。
それでは審議が終了しましたので、〇〇 〇〇 委員 の入室・着席をお願いします。

次に議案第7号「土地改良事業参加の申出について」を議題と致します。
それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、能登川土地改良事業の事業内容は、整備後40年以上経過し、経年劣化による老朽化した石綿管のパイプラインを更新することで、生産性の高い優良農地を確保するとともに、石綿に起因する影響を未然に防止を図り、農業経営の安定及び農業生産の維持を図るものです。

今回の申出件数は39件で、その理由につきましては、土地改良事業の参加資格者は本来、耕作者にありますが、資産は所有者のものであり、土地改良事業に係る賦課金及び事業完了後における維持・管理費用については耕作者でなく土地所有者が負担するというものです。

今回の申出理由は、所有者を事業に参加させることが、土地改良事業の円滑な推進やその後の管理運営に資することとなる等、土地改良事業の目的に照らし妥当と認められる場合に該当すると考えますので、申出を承認することは相当と判断します。

以上よろしくをお願いします。

議長 事務局の説明が終わりました。
本案について何か御意見はございますか。
それでは、特に御意見もないようですので採決に移ります。
議案第7号「土地改良事業参加の申出について」承認される方は挙手を願います。

（全員挙手）

全員賛成と認めます。よって、本案は可決いたしました。

それでは次に、事務局長の専決事項として処理しております報告第1号から報告第4号まで事務局に一括して報告を求めます。

事務局 報告第1号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の報告について。

番号1、ひばり丘町の住宅の案件から、番号4、西中野町の分譲宅地の案件の4件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、事務局長専決により届出を受理しましたので報告します。

報告第2号、電気事業者の行う送電用の電気工作物等の設置に伴う土地利用協議について。

本件の申請人は、大津市に滋賀本部を置く電気事業を営む法人が、ボーリング調査を行うため、転用に係る土地利用協議の申請があったものです。

申請地は、五個荘清水鼻町地先の農地1筆、面積1,035平方メートルの内119.54平方メートルの土地で、東海道新幹線路東側に位置し、都市計画区域内の市街化調整区域で農振農用地区域内農地・青地の農地であります。

申請理由及び利用計画は、送電鉄塔の建替工事に伴うボーリング調査を行うためです。

農業上の土地利用への影響もないと判断し、異議のない旨の通知をしております。

通知書の交付につきましては、東近江市農業委員会規程第14条「専決事項」第9号「その他軽易な事項に関する事」の規定に基づき、事務局長の専決により交付しております。

報告第3号、農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について。

番号1から番号28まで、全て相続により所有権を取得されたものです。

届出人の「あっせん希望の有無」については、すべて無となっております。

報告第4号 貸借の合意解約について説明をします。

賃貸借権の合意解約につきましては、1番から22番までです。

続いて記載の使用貸借の合意解約につきましては、1番から2番です。

なお、合意解約内容及び解約理由につきましては議案書記載のとおりです。

以上、第1号から第4号まで報告しました。

議長 事務局の報告が終わりました。

この報告について何か御質問はございますか。

21番 報告第3号で、番号11と番号12の届出者は違うが、土地の所在が両方とも同じものだと思います。これは共同で相続される場合もこういう形での書き方になるのでしょうか。持分表示がどこにも書かれていませんが。確認だけさせていただきます。

事務局 持分表示が記載されていませんでした。

番号11と番号12の届出者の欄の氏名の横に、(持分2分の1)の御記入をよろしくお願いします。

議長 それでは、他に特にないようですので、報告事項を終わります。

以上で本日の議案審議はすべて終了しました。
これをもって令和5年度第12回（3月期）月例総会を終了いたします。
長時間の御審議ありがとうございました。

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

議長 ○○ ○○

18番 ○○ ○○

19番 ○○ ○○